



鎌倉幕府の顕密寺院政策

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2011-03-26 キーワード: 作成者: 海老名, 尚 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00005958

鎌倉幕府の顕密寺院政策

海老名 尚

北海道教育大学旭川校史学研究室

The Kamakura Bakufu's Policies toward the Temples of "Kenmitsu"

EBINA Nao

Department of History, Asahikawa Campus, Hokkaido University of Education

概 要

本稿の目的は、京都を中心とした畿内の権門寺院に対し、鎌倉幕府がどのような姿勢・方針で臨んでいたのかを明らかにすることである。そこで本稿では、まず嗾訴と寺務職補任という二つの視点から、権門寺院に対する幕府の関わり方の具体相を明らかにする。次いで、そうした権門寺院に対する幕府の関わり方から、権門寺院に対する幕府の基本姿勢、すなわち幕府の顕密寺院政策の基調を探ってみたい。

はじめに

1980年代終わりから1990年代にかけて、鎌倉幕府の宗教政策に関する議論が脚光を浴びるようになった。その発端は、佐々木馨氏と平雅行氏との鎌倉幕府の宗教的性格をめぐる論争である。

佐々木氏は、鎌倉幕府を顕密体制に立脚しそれを擁護した権門とした黒田俊雄氏の見解を批判し、「禅密主義」を核とする「武家的体制仏教」といった、鎌倉幕府の自立的な宗教世界が構築されていた、という主張を展開した⁽¹⁾。

それに対して、平氏は黒田説を擁護する立場から、佐々木氏の黒田説批判の最大の論拠である、幕府による山門の排除という部分に照準を定め批判を展開した。平氏は、佐々木説の批判を展開するなかで、「今は総括的な議論よりも具体的実証が必要な研究段階にある」⁽²⁾と指摘し、鎌倉幕府の宗教政策に関する実証的な研究成果を次々に公表していくことになる⁽³⁾。

しかしながら、2010年の今日にいたっても、鎌倉幕府の宗教的性格をめぐる論争は、完全に決着がつけられたわけではない。それは、平氏が指摘するように、まだまだ鎌倉幕府の宗教的性格や宗教政策の全体を論じられるほどの、実証研究の蓄積が進んでいないからである。

本稿も、そうした研究状況に鑑み、鎌倉幕府の宗教政策の具体的実証作業を進展させるべく、先行研究の成果を批判的に継承しながら、幕府の宗教政策の柱の一つである顕密寺院政策の基調について明らかにしていこうとするものである。

そこで本稿では、鎌倉幕府の顕密寺院政策の具体像を明らかにすべく、二つの視点を設定することにした。一つは京都の顕密寺院の嗾訴への幕府の関わり方であり、もう一つは幕府帰依僧の顕密寺院の寺務職補任に対する幕府の関わり方である。この顕密寺院の嗾訴と寺務職補任に幕府がどのように関わっていたのかを明らかにすることを通じて、幕府の顕密寺院政策の基調を探ってみたい。

第1章 顕密寺院の嗾訴に対する幕府の関わり方

第1節 承久の乱以前における権門寺社の紛争に対する幕府の関与形態

頼朝期における権門寺社の嗾訴として注目すべきものに、建久2年(1191)の延暦寺衆徒による嗾訴がある⁽¹⁾。この強訴の発端は、建久2年3月末、延暦寺の千僧供備進の荘園である近江国佐々木荘において、下司佐々木定綱の子息や郎従が千僧供未進を誹責するために、延暦寺から遣わされた宮仕との間で乱闘事件をひきおこしたことにある⁽²⁾。この乱闘によって、宮仕側に死人が出、さらに日吉社の「神鏡」をも破損するにいたったことに激昂した延暦寺の衆徒は、定綱の断罪を要求する動きにでた⁽³⁾。4月26日には、衆徒が日吉・祇園・北野などの神輿を奉じて内裏に嗾訴におよび、30日にいたって定綱を薩摩に、子息広綱を隠岐に、定重を対馬に、定高を土佐にそれぞれ配流し、郎従五人を禁獄にすることが定められ、この一件の落着が図られた⁽⁴⁾。

ところで、ここで注意したいのは、延暦寺衆徒に訴えられた佐々木定綱が、佐々木荘の下司であるとともに、頼朝の家人として近江国の総追捕使だったという点である⁽⁵⁾。この嗾訴に、頼朝が関わる所以はここにあったのである。しかし、この嗾訴に対する頼朝の態度は、非常に慎重であり、終始「聖断」の忠実な実行者としての立場を崩さず⁽⁶⁾、そこに頼朝の主導性は見いだせない。そしてそれは、この時点での頼朝の立場の限界を示したものにほかならない。したがって、この建久2年の延暦寺衆徒による嗾訴は、朝廷の主導によりその解決が図られたといえよう。それは、44年後の嘉禎元年(1235)、再び延暦寺衆徒が佐々木高信と対立し、嗾訴におよんだ際、その対応策をめぐり朝廷内で採用された前左大臣藤原良平の意見書の中に「建久二年、依定綱事、当山衆徒飾神輿參陣頭之時、公家不牽問裁断、以定綱可被處遠流之由、被宣下畢、後日被仰合子細於前右大臣之時、御沙汰尤申可然之由」⁽⁷⁾とみえることから、裏付けることができる。

こうした幕府が直接関わる嗾訴であってすら、朝廷がその対応の主導権を握っていたのである。まして、幕府の関係者が一方の当事者でない嗾訴においては、なおさら幕府の関与は否定的とならざるをえない。要するに、鎌倉初期の段階では、権門寺社の嗾訴に関わる朝廷の対応策決定に、幕府はほとんど関与していなかったことになる。そうした意味では、後にみる朝廷による権門寺社の嗾訴への対応とは対照的なものとなっている。おそらく、承久の乱以前においては、権門寺社の嗾訴を收拾できる強制力が朝廷にあったからこそ、幕府の介入をそれほど必要としなかったのではなかろうか。

かくして承久の乱以前の権門寺社の嗾訴などの紛争に対して、一方の当事者が幕府の関係者であった場合を除いて、原則として幕府が直接関わることはなかった。またその一方の当事者が幕府の関係者であった場合でも、朝廷の主導のもとで紛争の收拾がはかられており、紛争の收拾に幕府が積極的に関わることはなかった。そうした幕府の態度は、次にあげる貞永式目の条文からも窺うことができる。

一 国司領家成敗不及関東御口入事

右、国衙荘園神社仏寺領為本所進止於沙汰出来者、今更不及御口入、若雖有申旨敢不被叙用、次不帶本所挙状致越訴事、諸国荘公并神社仏寺以本所挙状可経訴訟之處、不帶其状者、既背道理歟、自今以後不及成敗⁽⁸⁾、

これによって、幕府は国衙・荘園並びに寺社領における国司・領家の支配権には干渉しないことを明確に

表明している。それはまた、追加法で畿内近国・西国における二本所間の堺相論、いわゆる「西国堺相論」が、「共以為公領者、尤可為国司之成敗、於莊園者、為領家之沙汰、經 奏聞、可令蒙聖斷」⁽⁹⁾と規定されていることと軌を一にするものである。しかもこの規定は、「至国領與社領相論事者不及關東御口入、可為京都成敗」⁽¹⁰⁾とみえることから、単なる境相論のみならず、二本所間の一般相論にまで適用されていたことは疑いない。このように幕府は、西国の二本所間の相論に対して不干渉の立場をとっており、その原則は鎌倉時代を通じて変化がない。

そうした原則がある一方で、承久の乱以後、西国における二本所間の相論に対し、幕府の介入する度合いが高まっていったのも事実である⁽¹¹⁾。とりわけ権門寺社の嗾訴は、神輿や神木を奉じて、衆徒が大挙して朝廷におしかけ、その武力と神威を背景に自己の要求を貫徹せんとする行為である。それを収拾するためには、武力を背景とした強制力は不可欠であった。しかし朝廷は、承久の乱後、「携武勇輩」を常備しえなくなったことで、こうした嗾訴に対処するための強制力を喪失してしまった。そのため幕府の武力に依存せざるをえなかったのである⁽¹²⁾。そしてここに、幕府が好むと好まざるとにかかわらず、自己の権限外の紛争や相論に介入せざるを得ない所以があったのである。

第2節 承久の乱後の権門寺社の紛争に対する幕府の関与形態

承久の乱後に起こった権門寺社紛争、なかでも嘉禎元年（1235）から2年にかけて起こった、興福寺と石清水八幡宮との紛争⁽¹³⁾及び延暦寺と佐々木氏との紛争⁽¹⁴⁾にまず注目してみたい。この嘉禎年間に起こった二つの紛争に共通していえることは、紛争の収拾に幕府が関与していたことである。延暦寺の紛争のようにその一方の当事者が御家人であれば、幕府の介入は当然としても、興福寺の紛争の場合、幕府が介入する直接的な理由は見いだせない。しかし、それが嗾訴など武力紛争化し、それにともない朝廷により六波羅の武力が発動され、「朝家之重事」となった段階で、幕府の介入となるわけである。もちろんこうした幕府の介入の前提に、朝廷から幕府への宣旨や殿下御教書による仰せ合せがあったことはいまでもない⁽¹⁵⁾。

その結果、幕府は幕府本来の機能である諸国守護権に基づき、武力紛争の鎮圧に乗り出すことになる。その際、幕府の関心は、専ら「理不盡之悪行」である嗾訴などの騒擾行為にむけられている。そのため、幕府の対応もそうした騒擾を鎮圧し、治安及び秩序を回復することに主眼を置いたものとなっている。このように、寺社の紛争に幕府が介入するのは、嗾訴などの武力紛争化という状況が現出してからである。あくまで幕府は、諸国守護権に基づき、検断沙汰という位置付けで、寺社の紛争に関わっていたのである。

ところが、そうした寺社の紛争に対する幕府の介入のあり方に変化の兆しがあらわれる。たとえばそれは、正嘉元年（1257）から2年にかけて起こった、園城寺戒壇問題をめぐる延暦寺と園城寺との紛争にみてとることができる。

正嘉元年3月、園城寺衆徒は戒壇の設立を要求して蜂起し、離寺におよんだ。しかし朝廷が衆徒の奏状を受け付けたことで、衆徒は帰寺した⁽¹⁶⁾。それをもって戒壇のことが勅許されたのではと疑いをもった延暦寺衆徒は、戒壇の勅許がなされないよう訴えた。それに対して朝廷は、戒壇の勅許なき旨を伝えた⁽¹⁷⁾。それでもなお、延暦寺の衆徒は蜂起して神輿を動かそうとしたため、院宣をもってこれを止めている⁽¹⁸⁾。その後、翌正嘉2年4月、この問題が再燃し、16日には延暦寺の衆徒が神輿を奉じ嗾訴におよんだ。そこで朝廷は、4月20日、園城寺の戒壇設置などに対する勅許はその実なしとの院宣を下し、事態の収拾が図られている⁽¹⁹⁾。とはいえ、この園城寺戒壇問題をめぐる延暦寺と園城寺との紛争は、これ以降、元応元年（1319）に終止符が打たれるまで繰り返されることになる⁽²⁰⁾。

さてここで注目したいのは、正嘉2年に再燃した園城寺戒壇問題に対する朝廷と幕府の対応である。朝廷は延暦寺衆徒が蜂起する以前に、この問題を幕府にはかったが、幕府はそれを「可在聖斷」と主張してい

たようである⁽²¹⁾。しかし朝廷は、改めて院宣を幕府に遣わし、この問題について幕府に仰せ合せを行っている⁽²²⁾。その院宣には、「京都御沙汰不可事行、関東被定申候者、衆徒定不申子細歟、何様可候哉之由可被申関東之由御気色所也」とあり、朝廷が園城寺戒壇問題の裁定を幕府に委ねていたことが読みとれる。そしてこれ以降、寺社の紛争がおこる度に、朝廷は幕府に対し「仰合」といった形で、その収拾を委ねていく傾向を強めていく。それに対して幕府は、多く「可為聖断」として、それを朝廷の専管事項と主張しながらも、実質的な判断を下さざるをえない状況となっていく。たとえば、次にあげる弘安5年(1282)から7年にかけて延暦寺がおこした、天王寺別当職問題をめぐっての紛争はその格好な事例である。

嘉禄元年(1225)以来、延暦寺と園城寺とは、天王寺別当職をめぐってしばしば紛争をおこしていた⁽²³⁾。この弘安5年から6年にかけておこった紛争もその一つである。それは、弘安5年10月、園城寺の円助法親王が21年にわたり天王寺別当の職にあったため、それを不服とする延暦寺衆徒がその職を延暦寺に付せらるべきことを訴え蜂起したことに始まる⁽²⁴⁾。訴えをうけた朝廷は、まず幕府の意向を確かめた上で事に対処しようとしている⁽²⁵⁾。こうした朝廷の「仰合」に対する幕府の返事は、「可為聖断」というものであった⁽²⁶⁾。とはいえ、朝廷はこの問題の裁定をなかなか下せなかったようで、それに痺れをきらした延暦寺の衆徒が、翌弘安6年正月6日、神輿を奉じて嗾訴におよび、神輿を禁中に振り捨て引き返した⁽²⁷⁾。

一方、幕府は、6月30日、判官入道行一と城美濃守長景の二人を使者として上洛させ、事態の収拾に乗りだすことになる⁽²⁸⁾。この二人の使者によって幕府の意向が、関東申次である西園寺実兼を介して朝廷に伝えられた。その時に朝廷側に提示された幕府の意向は、『公衡公記』弘安6年7月2日条に詳しく記されている。この記事をもとに、幕府の意向の概要をまとめると、次のようになる。

- 一、前座主最源がその治山の間に、衆徒が嗾訴におよび、あまつさえその最中に座主職を辞退するのは自由の至りで、その罪科は遁れ難いから、最源の仰木門跡管領を止むべきである。
- 一、今度の嗾訴における衆徒の張本を尋ね出し、その罪を糺すとともに、彼らの知行する所領も尋ね究めるべきである。
- 一、今度の嗾訴において、六波羅の武士が防御の沙汰に及ばず、衆徒の狼藉を許したのは、六波羅の武士の緩怠というべきで、彼らの科は遁れ難い。とはいえ、近日蒙古襲来するとの聞こえもあり、防御の計らいの外他事なき時にあたり、勇士一人と雖も大切なるゆえ、彼らの罪科を宥められたい。
- 一、天王寺は、聖徳太子の草創、仏法最初の地であるから、諸寺の末寺たることはその理に反する。それゆえ今後は、その別当職には浄行持律の仁を補任すべきである。
- 一、天台座主の任命は、以前条々が解決してからその沙汰を行うべきである。

朝廷は、幕府から提示されたこの5ヶ条の方針に基づき、幕府の使者(東使)や六波羅などとともに事態の収拾にあたることになる。なかでも衆徒の張本の調査は、もっとも早く手がつけられ、7月10日には西園寺実兼によって、張本の召しだしに応じる「梶井宮并妙法院法印請文」が東使の許にもたらされ、22日には東使を亀山上皇の御所に召して、青蓮院・梶井・妙法院三門主が進めた張本の交名を下している⁽²⁹⁾。さらに張本の調査は続き、翌8月22日には亀山上皇が院宣で、延暦寺執当兼覚と同寺権寺主定意の尋問を六波羅に命じている⁽³⁰⁾。そして10月20日におよんで、神輿は帰座することとなった。ただしそれは、『勘仲記』の同日条に「今日日吉神輿御帰座、本訴雖無聖断、先所有帰座也、無為無事朝家大慶也」とみえることから、天王寺別当職に関する朝廷の判断がえられないままに、神輿が帰座したのであって、延暦寺の訴えが許された結果ではなかったのである。

また、神輿が帰座する以前に、天台座主の後任人事や天王寺別当職の補任も行われている。『勘仲記』弘安7年9月28日条に「今日座主宣下、青蓮院宮(中略)自去年正月神輿入洛、最源僧正被停止山務以降、于今無其人云々、近日東風吹来歟、天王寺別当被仰付思円上人、是一向御興隆之至云々」とあり、9月28日に、

最源の後任の座主として青蓮院宮（尊助親王）が、さらに天王寺別当に思円上人（叡尊）が補任されていたことがわかる。先述のように、朝廷に提示した幕府の意向5ヶ条のなかに、後任の座主と天王寺別当に関するものも含まれていたが、それにそった形でこの決定がなされていたことは明らかである。

なかでも、後任の座主人事については、『勤仲記』に「近日東風吹来歟」と記されており、それが幕府の意向をうけてのものであったことは疑いない。またこの時、天王寺別当に補任された叡尊は、西大寺流律宗の祖であり、浄行持律をもって公武の帰依をえていた人物である。その意味で叡尊は、先に触れた天王寺別当には浄行持律の仁をといた幕府の意向にそった僧侶である。おそらくこの人事にも、幕府が深く関わっていたことは想像に難くない⁽³¹⁾。

このように、この弘安の天王寺別当職をめぐる延暦寺が起こした紛争の初期段階では、朝廷の「仰合」に対しても、幕府はこの問題を「可為聖断」として、朝廷側の判断に干渉しない態度をとった。ところが延暦寺衆徒が嗾訴におよび、事態が膠着状況にいたった段階で、幕府は態度を一転させる。幕府は、東使を派遣してこの紛争の収拾に積極的に乗りだしていくのである。その過程で、幕府は張本の処罰の他に、この紛争の根本をなす天王寺別当職の帰属についての判断、前座主の処罰と後任の座主人事など、多岐にわたる収拾案を朝廷に提示している。

この幕府の収拾案でとりわけ注目されるのは、紛争の根幹をなす天王寺別当職の帰属問題にまで踏み込んでいることである。これは明らかに、先述の嘉禎年間の寺社の紛争に対する幕府の介入とは相違している。嘉禎年間の幕府の寺社の紛争に対する介入は、あくまでその武力紛争を鎮圧することにあり、それは幕府本来の機能である諸国守護権に基づいた、検断沙汰レベルのものであった。しかし、この弘安の延暦寺の紛争における幕府の対応は、諸国守護権をこえて、「可為聖断」き天王寺別当職の帰属問題に判断を下し、さらにこの紛争にともなって生じた人事問題にまで口入しており、これは幕府による紛争の根幹である訴訟そのものへの介入にほかならない。それはまさに、この時期において、幕府が寺社紛争の収拾における主導権を掌握し、そうした紛争の実質的な調停者となったことを有力に物語った証左といえよう。

第3節 幕府による嗾訴の収拾

前節でみたように、13世紀後半以降、京都を中心とした権門寺社の嗾訴に対し、幕府は好むと好まざるとにかかわらず、朝廷からの「仰合」を受けて、事態収拾を実質的に担う、調停者としての立場に立たされることになる。そうした中で、幕府は、どのような手法を用いて嗾訴を収拾しようとしたのであろうか。

結論から先にいえば、幕府による嗾訴収拾の手法は、従来の朝廷のそれを踏襲したものとなっている。嗾訴に対する朝廷の対応は、一言で言えば、衆徒を宥めることに尽きる。衆徒を宥めて、神輿や神木の入浴を止める、あるいは公請抑留、さらに堂舎閉籠や離寺といった状況を解消し、静謐な状態を回復するというものである⁽³²⁾。

朝廷による寛宥の沙汰は、衆徒の要求の大半を裁許するか、嗾訴の要求を裁許しないことの代わりに、他の利益供与を約束するというのもっとも一般的である⁽³³⁾。嗾訴に対する幕府の対応も、基本的にこうした手法を踏襲している⁽³⁴⁾。

このように、幕府による嗾訴の収拾に関しては、従来の朝廷と同じく、衆徒を宥めるという手法をとっており、そこに目新しさはない。しかし、幕府が嗾訴の収拾を行うなかで、衆徒にも朝廷にも全く譲歩しなかったものがある。それは、嗾訴の事後処理としての張本追求とその処罰である⁽³⁵⁾。これが、嗾訴の収拾において、朝廷と幕府の対応の一番大きく異なる点である。

それでは、なぜ幕府は嗾訴の張本追求とその処罰に拘ったのであろうか。嗾訴の張本を処罰することで、嗾訴の再発を抑止しようという意図があったことは十分に考えられる。しかしそれ以上に、失った幕府の面

目を回復するためのものではなかったか。幕府は嗾訴を取捨する過程で、宥めの沙汰を行わざるを得ない。それは見方を変えれば、衆徒側への譲歩であるから、幕府の面目は丸つぶれということになる。それを、張本追求とその処罰を断行することで、傷つけられた幕府の威信を取り戻そうとしたのではないか。

たとえば、幕府は嗾訴の事後処理として、嗾訴の張本追求のほかに、制裁的な意味を込めて門跡没収や寺務職改代、寺領への地頭設置などの措置も行っている⁽³⁶⁾。しかし、そうした措置、なかでも門跡没収や寺領への地頭設置などは、比較的短期間のうちに解除される傾向にあり⁽³⁷⁾、そうした措置が一時的な制裁であったことを窺わせる。要するに、幕府としては、衆徒に対する制裁は、自らの面目が回復されれば、その目的を達したことになる。それゆえ、制裁は短期間で十分だったのである。また、長期にわたる制裁を衆徒に強いることは、仏法興隆とも齟齬する。幕府による張本追求とその処罰は、そうした幕府の政治的判断の結果だったと思われる。

ところで、幕府は嗾訴に対して、事前の抑止に何ら注意を払っていないのかといえ、それは否である。朝廷の意向を受けて、兵仗禁止などの措置を幕府も行っている⁽³⁸⁾。しかし、そうした禁制も十分な効果を発揮できていなかったようである。それは、こうした兵仗の禁制が朝廷や幕府によって繰り返し出されていることから窺える。また、鎌倉後半以降、嗾訴や閉籠・離寺が頻繁化している事実が、こうした禁制の無力さを如実に物語っている⁽³⁹⁾。

この他、朝廷や幕府は寺社の訴訟の迅速な処理を打ちだし、嗾訴を抑制しようとしている⁽⁴⁰⁾。しかしこれも兵仗禁止と同様、結果的に嗾訴の抑止に、大きな効果をもたらしたとは言い難い。

このように、朝廷も幕府も嗾訴に対して、抑止するための施策を打ち出してはいる。嗾訴に対してただ手を拱いているわけではない。そうであるにもかかわらず、嗾訴を封じ込めることはできなかったのである。それはなぜか。

朝廷や幕府が嗾訴の取捨にこれほど手を焼いたのは、大衆の武力に脅威を感じたからではあるまい。大衆の嗾訴など、幕府の武力をもってすれば簡単に鎮圧できるはずである。それにもかかわらず、大衆の嗾訴に手を焼いたのは、防禦する御家人に本格的な戦闘が許されなかったからである⁽⁴¹⁾。それを躊躇させる何か、朝廷にも幕府にもあったからである。大衆側はそれを見越して、示威行為をエスカレートさせていったのである。大衆側は、幕府方が本格的に反撃してこないということを承知している。だから、防禦の流れのなかで幕府方が勢い余って反撃に出ようものなら、大衆は神輿を振り捨てて逃げ出すのである。

こうした嗾訴をめぐる朝廷・幕府と大衆とのせめぎあいのなかで、朝廷や幕府に本格的な戦闘を躊躇させたものとは何か。そこで注目したいものが、「古來於衆徒訴者、云興福寺、云延暦寺、全不召証人、不決真偽、只任申請被断獄者例也、是非畜崇一宗之仏法、衆徒議定無疑貽之故也」⁽⁴²⁾という寺院大衆側の論理である。

この大衆の論理は、衆徒の訴訟は真偽の審理を行わず、申請に任せ裁許すべきだというものである。なぜなら、衆徒の訴訟を申請に任せそのまま裁許することが、仏法に対する朝廷の帰依の表明であり、衆議に疑いをさしはさむ余地などないからだという。

重要なことは、そうした大衆の論理が、朝廷にもある程度受け入れられているということである。たとえば、大衆の訴訟に対する裁許の院宣のなかで「且為神明之威光、且依優衆徒之訴訟」⁽⁴³⁾とあり、朝廷側にも衆徒の訴訟を優ずるという認識は確かに共有されていた。あるいは、衆徒に下された院宣に「誠有万乘至尊之可崇敬山門之因縁、忽有三宝大師之可護持 朝家之由来、是以国主不可棄山徒之壺鬱、山徒不可妨国主之仁政、雖被思食此理、於衆徒者不存此儀、頗遺恨之次第也、依之今度条々之訴大略被裁報了」⁽⁴⁴⁾とある。この記事から、朝廷は山門に対する崇敬を根拠に、衆徒の鬱訴を大略裁許したことが知られる。このように、朝廷が寺院への崇敬・帰依の表明として、衆徒の鬱訴を大略裁許するという慣行を受け入れていたことは明らかである。

なぜ、朝廷はそうした慣行を受け入れたのか。それは前掲の史料にもみえるように、神明の威光を増すためであり、さらに自らが標榜する仏法興隆を実現するためである。仏法興隆と寺院の愁いは、相反する。仏法興隆のために、朝廷はこうした寺院の愁い（鬱訴）を早急に解消する必要に迫られることになる。しかも、こうした寺院の愁いを裁許しないと、寺院側は嗾訴・閉門・離寺などさまざまな手段で、御願（国家の護持祈祷）を抑留する動きに出てくる。こうした寺院側の動きによって、朝廷と寺院との間における帰依－護持という双務関係が崩れる。これはまさしく、仏法興隆とは正反対の状況となる。そうした状態が続くと、天神が捨離し、天神の加護が得られなくなる。その結果、国土に様々な災厄が起こる⁽⁴⁵⁾。これは仏典に説かれている言説であるが、こうした言説を朝廷を中心とした貴族社会は受け入れていた。それゆえ、帰依の表明として、また仏法興隆のために、寺院大衆の要求を裁許せざるをえなかったのである。こうした言説の自縛によって、朝廷はたやすく嗾訴を武力でもって鎮圧し、要求を拒絶することができなかったのである。

そうした点では鎌倉幕府も朝廷と同じである。鎌倉幕府も朝廷と同じ言説に自縛されていたからこそ、嗾訴の收拾に関しては、朝廷と同じく、衆徒を専ら寛宥するという手法を多用するしかなかったのである。そしてこれが、嗾訴に対して、鎌倉幕府も従来の朝廷と同じく対処療法的な措置しかとれなかった最大の理由だったのである。

第2章 顕密寺院の寺務職補任に対する幕府の関わり方

第1節 顕密寺院の寺務職補任における幕府の関与形態

本節においては、まず幕府帰依僧を東寺系と寺門系との2つのグループに分け、そのなかで寺務職補任の経緯が判明する事例をいくつか取り上げながら、幕府帰依僧の寺務職補任手続きの復元を行い、かつそうした手続きに幕府がいかに関わったかを検証する。次いで、天台座主職補任に対する幕府の関わり方をみていくことにする。

① 東寺系帰依僧の寺務職補任

定豪は、源延俊の子で、仁和寺の兼豪より灌頂をうけ、建久二年には鶴岡八幡宮供僧に補任され、鎌倉に下向している⁽¹⁾。以後、定豪は鎌倉に止住し、正治元年(1199)に鎌倉の勝長寿院別当となり、承久2年(1220)には鶴岡八幡宮別当に補任されている⁽²⁾。ところが翌年、承久の乱がおこり、幕府方が勝利をおさめると、定豪は幕府の意向で熊野三山検校・新熊野検校に補任された⁽³⁾。そしてこれは、鎌倉幕府が顕密大寺の寺務職補任に介入した最初の事例でもある。ただし、これらの寺職は後鳥羽上皇方であって承久の乱の張本の一人と目されていた長嚴が有していたものであったから⁽⁴⁾、没収後の処置も幕府の意向が反映しやすかったことは否定できない。そうした意味でこの補任は、あくまで承久の乱後の特殊な状況下で行われたことを考慮しておく必要がある。

また承久4年には、定豪は高野山大伝法院座主にも補任されている。これは、長嚴の子である道嚴の譲りをえてのものであった。とはいえ、承久の乱の直後に道嚴はその職を解かれ、新たに覚瑜が補任されていた。それを、翌年定豪が道嚴の譲りを主張して奪取した形となっている⁽⁵⁾。おもうに、道嚴は長嚴の子であることを理由に処罰されることを恐れて、幕府に顔がきく定豪をたより、その交渉のなかでこうした大伝法院座主職奪取の画策がなされたのではなかろうか。いずれにせよ、この定豪の大伝法院座主職の補任は、幕府の直接介入によるものではなかったことは確かである。

これ以降、定豪は嘉禄元年(1225)12月東寺三長者、安貞2年(1228)8月東大寺別当、嘉禎2年(1236)には東寺一長者となっている⁽⁶⁾。定豪のこうした権門寺院の寺務職補任において、確かに彼の背後にある幕府の存在を軽視することはできない。だからといって、定豪のこうした権門寺院の寺務職補任が幕府の直

接介入によってなされたものでもない。やはり定豪の寺務職補任は、幕府の是認のもとで、京都の寺院社会において定豪が作り上げた人脈と権力とに基づいた、定豪と朝廷および京都の寺院社会との交渉によったものと推察される。そしてそれは、この時期、幕府においては執権北条泰時が執権政治を展開し、朝廷の支配権に対する不干渉の原則を明確に打ち出していることから裏付けることができよう⁽⁷⁾。

定親の場合も、彼の寺務職補任に幕府が直接介入した確証を見いだすことはできない。定親は、源通親の子で、定豪の弟子であり、寛喜元年（1229）鶴岡八幡宮別当となり、宝治元年（1247）の宝治合戦に連座して帰京するまで鎌倉の寺院社会に重きをなした僧侶である⁽⁸⁾。この間、定親は、嘉禎3年（1237）高野山大伝法院座主、仁治2年（1241）東大寺別当・権法務、翌年東寺四長者にそれぞれ補任されている⁽⁹⁾。

これらのうち、嘉禎3年の大伝法院座主の補任が定豪の譲りによるものであった以外は、その補任の経緯を明らかにすることはできない。ただ、定親のこうした寺務職補任に、幕府の介入を窺わせるものがなくもない。それは、天福2年（1234）と思しき西園寺公経宛の3月23日付九条頼経書状である⁽¹⁰⁾。この書状において頼経は、前年の12月に定親が権大僧都に転任したことを謝すとともに、東大寺東南院院主職をめぐる定親の申状を公経に付け、それを取り計らうことを要請している。このように、将軍から公経を介して定親の東南院院主職をめぐる訴えが執奏されていたこと自体、幕府の東南院院主職補任に対する介入とみなせなくもない。

また、『葉黄記』寛元4年（1246）閏4月28日条に「次參東山殿、東大寺造営勸進上人未定之間、可被仰付定親法務事、可被申関東之由有御定、其事伝申之」とあり、後嵯峨上皇の意向をうけた記主葉室定嗣が、東大寺大勸進職に定親を補任することを幕府に打診するよう、九条道家に伝えていたことがわかる。そしてこれは、定豪の東寺一長者補任における手続きと近似している⁽¹¹⁾。そうした意味で、幕府帰依僧の大寺における寺務職あるいは大勸進職の補任には、幕府の承認が必要であったことが窺える。そうだとすれば、定親のこうした寺務職補任も、幕府の直接介入の有無は別として、多かれ少なかれ幕府の存在を意識したうえでなされたことは否定できない。

しかしそれ以上に、定親の京都の寺院社会における実績が大きかったと思われる。彼は、幕府帰依僧でありながら、維摩会・最勝講・法勝寺御八講・御齋会の講師を歴任するなど⁽¹²⁾、京都の寺院社会における僧官位および諸寺別当職の補任条件である、「公請勞」を十分に満たしていたことは、注意しておく必要であろう⁽¹³⁾。そうした意味で定親は、幕府の介入がなくても諸寺の寺務職に補任されるべき十分な資格を有していたことになる。たとえ定親の寺務職補任に幕府の介入があったとしても、それは彼のこうした寺務職補任条件を満たしていた上でなされた、口添え程度のものにすぎなかったと思われる。

以上、定豪・定親の寺務職補任の事例からいえることは、彼らの寺務職補任が幕府の直接的な介入によってなされたものではなかったということである。つまり彼らの寺務職補任は、彼らと京都の寺院社会との交渉をベースにしており、そこに朝廷の幕府への配慮も加わってなされたものであった。しかも、彼らの寺務職補任がなされた時期は、幕府においては摂家将軍期にあたり、北条泰時により執権政治が押し進められていた時期にあたる。この時期は、朝廷の支配権に対する不干渉の原則が幕府において明確に打ち出されており、このことを考慮すればなおさら幕府の諸寺の寺務職補任に直接介入することの可能性が薄かったことは明らかである。しかし、次にみる頼助や親玄の事例は、定豪や定親の事例とは少々趣を異にしている。

頼助は、執権北条経時の子で、守海から三宝院流を、良瑜から安祥寺流を、法助から仁和寺御流をそれぞれ受法している⁽¹⁴⁾。ことに法助と頼助との関係は二つの意味で注意される。一つは、法助の頼助に対する授法によって、頼助は仁和寺御流の「武家相承ノ濫觴」となり、ここに仁和寺御流が関東にも移植されるにいたったことである⁽¹⁵⁾。もう一つは、この法助との関係が、その後の頼助の履歴に大きな影響を与えたと推察されることである。ところで、こうした法助と頼助との子弟関係はいかなる契機によって成立したので

あろうか。そのあたりの事情については、次にあげる頼助に宛てた法助の置文から窺うことができる。

一、関東護持事

一門之中、僧侶之身御辺一人也、武家護持旁不可被求他人歟、数箇法流伝持之上、当流又稟嫡々之秘璽、誰人可比肩哉、就中故御室入塔之後、当寺事常盤井相国禅門以下凶害輩、致種々妨障之刻、以故城介愁申最明寺禅門之處、殊依被計申、愚身無為安堵、法命于今不失墜之条、偏彼厚恩也、為法為身、歴劫不可報謝、仍先年比披此所存之時、以御辺可為門弟之由、為相州御計、被定仰了、付惣別関東祈祷、可被粉骨也⁽¹⁶⁾、

これによって、仁和寺御室道深法親王の没後、九条道家の子である法助が仁和寺門跡を継承する際、関東申次である西園寺実氏による妨害があり、法助はこれを安達義景を通じて北条時頼に愁訴し、時頼がそれを認めたことが知られる。そして法助は、この恩に報いるべく、北条時宗の計らいを受け入れ、頼助を門弟としたという。ここに、こうした仁和寺門跡の継承問題を介しての法助と幕府との密接な関係を前提とした、法助と頼助の師弟関係の成立が読みとれる。これはまた、幕府が仁和寺門跡の継承に関与していたことも示唆している。

この仁和寺門跡継承問題は、おそらく、道深法親王が建長元年（1249）7月に没しており、同年8月法助は門跡を継承しているから、その間におこったことと思われる⁽¹⁷⁾。おそらく、法助の門跡継承を妨害したのが関東申次であった西園寺実氏ということで、その愁訴が幕府に持ち込まれたと理解されるが、いずれにせよ、幕府がこの時期、こうした門跡の継承問題にも関与するようになっていたことは確かであろう。

さらにこの置文には、「一、可被思宗之先途事」、あるいは「一、以便宜可被勤公請事」といった条文もみえている。前者では、弘法大師の素意にまかせ、真言宗の先途を期すことを説き、座主号の奏聞を行う考えがあることを述べ、それを時宗に申し合わせるように、と頼助に指示している。後者では、先途を望むには、公請を勤仕する必要があるとし、自分が存命の間は、頼助に公請を勤仕させるようにするつもりだが、それも時宗の意向を尋ねるようと頼助に指示している。この2ヶ条を考え合わせると、法助は新たに設置しようともくろんでいた東寺座主に頼助をつけることを意図していたのではないだろうか。そのための資格整備という意味で、頼助の公請勤仕の便宜をはかろうとしていたと解される。そうだとすれば、法助は真言宗の興隆を頼助に委ねようとしていたことになり、いかに頼助とその背景にある幕府に期待していたかが窺えよう。但しこの法助の頼助を核とした幕府のバック・アップによる真言宗興隆の構想は、弘安7年（1284）の時宗と法助の死をもって頓挫することになる。しかしそれは後に、後宇多院と禅助といった組み合わせに形をかえて、実現されることになる⁽¹⁸⁾。

こうした法助の並々ならぬ頼助と幕府への期待を背景として、頼助は仁和寺内の真乗院・上乘院を初め円城寺などを管領してその足場を固め⁽¹⁹⁾、仁和寺および京都の寺院社会において隠然たる力を持ったものと推察される。こうした頼助の京都の寺院社会における立場を踏まえると、頼助の東寺長者や東大寺別当補任の詳しい経緯はわからないものの、そこに幕府が「執奏」という形で、直接的に介入するケースはほとんどなかったと考えられる。

一方、親玄は久我通忠の子で、親快から三宝院流を受法し、親快の死後、鎌倉に下向している⁽²⁰⁾。親玄は、永仁6年（1298）と乾元2年（1303）の二度、醍醐寺座主に補任されている。ことに一度目の永仁6年の補任は、「関東拳」によるものであったことが知られる⁽²¹⁾。しかも、親玄は鎌倉から上洛せず、「未入寺、無官符、無拜堂」まま、翌正安元年（1299）に座主職を辞している。ここにいたって初めて、「関東拳」すなわち幕府の執奏による東密系僧侶の寺務職補任の事例が確認できる。つまりこれは、この時期、幕府が権門寺院の寺務職補任において、こうした「関東拳」といった形での介入を行うことがあったことを、示唆するものにほかならない。

ところで親玄は、正応4年(1291)冬の頃、伏見上皇の近臣である京極為兼を通じ、あるいは頼助を介して醍醐寺座主職補任の画策を行っていたことが知られる⁽²²⁾。ただそれは不調に終わったようである。結局、幕府の推挙による永仁6年の補任まで待たなければならなかったのである。そしてこのことは、幕府による推挙が臨時的なものであったことを窺わせる。なぜなら、もし幕府のこうした推挙が一般的であれば、親玄は正応4年の醍醐寺座主職の補任画策の段階で、幕府からの推挙を得ればよかつたはずである。しかし親玄は、それをせず、頼助や京極為兼を通じて直接朝廷にはたらきかけを行っている。しかも、正応4年の京都に対する画策から幕府の推挙を得る永仁6年まで、約8年の歳月が流れている。こうした背景には、朝廷や京都の寺院社会に親玄の望みを受け入れられない何らかの理由があったからに違いない。おそらくそれは、親玄が鎌倉に住しており、しかも「曾無公請之勞」⁽²³⁾といった、京都の寺院社会での実績のなさが影響していた、と考えられる。換言すれば、親玄は醍醐寺座主職に補任される上で必要な条件を満たしていなかったからではなからうか。そうだとすれば、これをクリアするためには、親玄がそうした条件を満たすか、あるいは幕府の推挙をえるしか方法はなかったといえよう。結局親玄は、後者を選択したことになるが、その間、得宗及び將軍の祈祷を行い、その帰依をえてようやく醍醐寺座主職の推挙をえたということになるか。

したがって、親玄の醍醐寺座主職補任は、彼の個人的な動機により、幕府の推挙を得たものであって⁽²⁴⁾、それが幕府の権門寺院の寺務職補任に対する確たる政策意図のもとになされたものではなかったことは明らかである。

これまでみてきた、東密系の幕府帰依僧の権門寺院の寺務職補任において、親玄を除き、幕府の直接介入による補任は確認できなかった。それは、親玄以外は、京都の寺院社会においてそれなりの実績-「公請勞」などを積んでおり、それによって諸寺の寺務職補任の条件を満たしていたからにほかならない。しかし親玄は、そうした条件をクリアしていなかったがゆえに、幕府の推挙という形をとらざるをえなかった。とはいえ、それはむしろ例外的な措置と考えられる。

これらのことを勘案すれば、幕府帰依僧の権門寺院の寺務職補任に、原則として幕府が直接介入することはなく、それはあくまで、幕府の是認を前提に、彼らの京都の寺院社会における実績に依拠した形でなされていた、ということになる。そうだとすれば、幕府は帰依僧の寺務職補任においても、このような不干涉の態度を原則としていたのだから、まして帰依僧以外の寺務職補任に干渉することはなかった、と結論づけて大過なからう。

② 寺門系帰依僧の寺務職補任

寺門系帰依僧の権門寺院の寺務職補任においても、東密系帰依僧の場合と同様な指摘ができる。とりわけ園城寺長吏の補任においては、「貫主事、学頭成敗、往古例也」⁽²⁵⁾とみえ、学頭により長吏が選定されていたことがわかる。たとえば、永仁5年(1297)、幕府帰依僧の道瑜が長吏に補任された際も、学頭の評定の決定をうけて、道瑜にその旨が伝えられている⁽²⁶⁾。また、徳治3年(1308)に長吏に補任された道珍の場合、「今度者雖可為聖護院宮、任被申請、御與奪了、但円満院宮、并花王院敬崇前大僧正共上首也、可為如何之處、依被回秘計、上首三人與奪之、仍学頭評定落居了」⁽²⁷⁾とみえ、この時の補任が道珍の秘計によって学頭評定で決定されていたことが知られる。

このように、幕府帰依僧の長吏補任に幕府が直接介入している形跡はみられない。園城寺長吏補任においても、帰依僧と園城寺との直接交渉に基づいてなされたものであった。したがって、帰依僧の園城寺長吏補任は、幕府の長吏補任に対する介入ではなく、むしろ園城寺側の主体的判断によるものであった。そして園城寺側のこうした判断の背景には、帰依僧を長吏として迎えることで、彼らを介して幕府との関係を強化し、その支援を引き出そうとするねらいが見え隠れする。

はたして、幕府帰依僧として最初に園城寺長吏となった隆弁は、長吏就任以前から園城寺興隆に尽力して

いる。隆弁は、四条隆房の子で、円意から灌頂を受けている。彼は、宝治元年（1247）の宝治合戦以降、時頼の帰依を受けて、宝治元年6月27日に鶴岡八幡宮別当に補任されている⁽²⁸⁾。

建長2年（1250）2月23日には、隆弁は園城寺興隆の事を幕府に申し入れ、9月4日に園城寺興隆と龍華会執行のため上洛している。建長5年（1253）にも、隆弁は如意寺興隆のために上洛している。また、正嘉元年（1257）園城寺戒壇設立問題が再燃したため、それに対処すべく隆弁が正元元年（1259）9月14日上洛している⁽²⁹⁾。隆弁は弘長4年（1264）に園城寺別当となり、文永4年（1267）には園城寺長吏に補任され、さらに建治2年（1276）にも還補されている⁽³⁰⁾。隆弁の長吏としての在任期間は、初度二度あわせて十年の長きにわたっている。しかも隆弁の別当および長吏在任期間に、園城寺は天王寺別当職や三摩耶戒問題で延暦寺と紛争をおこしている⁽³¹⁾。

このように隆弁の活動をみえてくると、園城寺が幕府の介入なしに、幕府帰依僧である隆弁を別当や長吏に迎えたとしても、なんら不思議はない。逆に、園城寺は、隆弁を介して戒壇設立や天王寺別当職帰属問題を幕府にはたらきかけているのである。ここにも、幕府帰依僧の園城寺長吏補任が園城寺の主体的判断によるものであったことが窺える。これと同様な事例としては、顕弁の長吏補任があげられる。

顕弁は、金沢顕時の子で、隆弁に受法し、文保3年（1319）園城寺別当となり、嘉暦2年（1327）9月には園城寺長吏となっている⁽³²⁾。彼が園城寺別当となった年に、またも園城寺戒壇問題が再燃し、園城寺は延暦寺衆徒の焼き討ちにあっている⁽³³⁾。こうした戒壇問題が再燃したこと自体、顕弁の別当就任にともなう幕府の支援を期待してのものであろうことは想像に難くない。おそらく、園城寺別当に幕府帰依僧が多く補任されているのも、幕府の介入によるものではなく、園城寺の主体的判断に基づく、幕府との関係強化のためのものと解される。

③ 天台座主職補任における幕府の関与形態

幕府帰依僧が天台座主に補任された事例として確認できたものが5例ある⁽³⁴⁾。しかし、それ以上に注意すべきことは、被補任者が幕府帰依僧であるなしにかかわらず、座主職補任において、幕府の恒常的な関与が見いだせることである。そうした関与の大半は、朝廷からの「仰合」を契機としたものであった。

朝廷が天台座主職の補任を幕府に「仰合」せて決定する体制が明確化するのには、宝治年間（1247-49）以降と考えられる。たとえば、宝治元年（1247）3月25日、西山宮道覚法親王が天台座主となっているが、その補任にあたり、後嵯峨上皇によって、幕府に対し「仰合」が行われている⁽³⁵⁾。実はこの時、座主職をめぐる、高橋宮（尊守）と梶井宮（尊覚）とが競望しており、こうした状況が幕府への「仰合」の背景にあったことは、注意しておく必要がある。

文永2年（1265）3月19日に座主となった澄覚は、幕府からの使者（東使）の申し入れによって、その補任が決定されている⁽³⁶⁾。この時の座主職の改替の背景には、前年に園城寺の三摩耶戒問題に端を発し、延暦寺衆徒が園城寺を焼き討ちした事件があった⁽³⁷⁾。延暦寺衆徒による園城寺焼き討ちに対し、その年の12月、幕府はその張本の検挙のために二階堂行綱・長井時秀を派遣して事にあたらせている⁽³⁸⁾。おそらく幕府は、この延暦寺の紛争に対する処置の一環として、山内監督不行き届きの故をもって最仁の座主職の解任と、澄覚の座主職補任を朝廷に申し入れたものと考えられる。

弘安元年（1278）4月1日、公豪が座主職に補任されるが、これも幕府の申し入れによるものである。すなわちその前年、青蓮院と梶井の両門跡の確執に端を発し、その年の11月23日の日吉祭の当日、両門跡の門徒が合戦におよんだ⁽³⁹⁾。事態の悪化に危機感を募らせた朝廷は、事態の收拾を幕府に要請するにいたっている⁽⁴⁰⁾。こうした朝廷からの要請をうけて、幕府は合戦の張本の検挙、両門跡を座主の管領下に置くことを朝廷に伝えるとともに、新座主については大原宮が公豪を補任するよう、朝廷に申し入れている⁽⁴¹⁾。その結果、翌弘安元年4月、幕府の申し入れどおり、座主道玄は解任され、幕府があげた候補者の一人である

公豪が新座主となり、両門跡も新座主の管領下に置かれた⁽⁴²⁾。このように、朝廷からの紛争収拾の要請を受けた幕府が、紛争収拾の一環のなかで、朝廷に対して座主職の解任と補任の申し入れを行っていたことは、明らかである。幕府のこうした紛争がらみでの座主職の解任および補任に関する朝廷への申し入れは、これ以降も多くみられ、幕府の座主職補任に対する介入の一つのパターンとなっている。

とはいえ、こうした紛争がらみでなくとも、朝廷が座主職補任に際し、幕府に「仰合」を行う事例もみられる。たとえば、『公衡公記』弘安11年正月26日条に、朝廷から幕府への返事案があげられている。その一条に「一、天台座主事、慈実僧正申状被遣之、何様可有沙汰哉」とある。これによって、慈実の天台座主職所望の申状が幕府に送られていたことがわかる。これは、朝廷が幕府に対して天台座主職補任を行うにあたり、事前の承認を求めているものにほかならない。また、『花園天皇宸記』文保元年(1317)3月11日条に「関白相語云、天台座主事、被仰合関東、御返事已到来、覚雲法親王被補」とある。ここでも、朝廷が覚雲の座主職補任について幕府に「仰合」を行い、補任前にその承認を得ていたことがわかる。

おそらく、文永年間(1264-75)以降、朝廷に対して幕府の紛争がらみでの座主職の解任および補任の申し入れが頻繁化するなかで、朝廷が天台座主職補任を行うにあたり、事前に幕府に「仰合」を行い、その承認を幕府に求める体制が定着していったものと推察される。こうした朝廷の「仰合」に対して幕府は、ことに紛争がらみでない場合、原則的に「可為聖断」として、朝廷の決定をそのまま承認していたようである⁽⁴³⁾。そうした意味では、幕府帰依僧の天台座主職補任も幕府の直接介入によるものではなく、朝廷の判断によっていたと思われる。

ともあれ、幕府の天台座主職補任に対する介入は、ことに紛争がらみの場合に顕著にみられ、座主の解任と補任が幕府の執奏に基づき行われた。文永年間以降、こうした幕府の紛争がらみでの座主職の解任および補任の執奏が頻繁化するなかで、座主職補任における事前の幕府に対する「仰合」を行い、幕府の承認をえる体制が定着していった。幕府はこうした朝廷からの「仰合」に対して、朝廷の決定をそのまま承認するのを原則としていたようである。

第2節 顕密寺院の寺務職補任に対する幕府の姿勢

前節で確認したように、幕府が滅亡するまで、幕府は京都を中心とした畿内の顕密寺院の寺務職補任に対し、不干渉の原則を基本的に維持してきた。幕府帰依僧の寺務職補任においてすら、幕府の「執奏」という形をとらず、あくまで帰依僧と朝廷あるいは寺院との直接交渉のなかで処理されている。とはいえ、そうした帰依僧の寺務職補任を、幕府が放任していたわけではない。帰依僧の寺務職補任は、幕府の是認を前提に行われていたことはいままでのない。まして、帰依僧以外の通常の寺務職補任において、幕府が口入することは殆どありえなかったのである。寺務職補任において幕府の口入があるとすれば、それは朝廷からの「仰合」に答えるという形態をとることがほとんどである。

それでは、なぜ、幕府は帰依僧の寺務職補任において、「執奏」という形態をとらず、幕府是認のもとで、あくまで帰依僧の個人折衝という形をとったのか。京都を中心とした畿内の顕密寺院の寺務職補任は、朝廷の専権事項であるから、幕府がそうした人事に口入すること自体、越権行為なのである。そうした状況を踏まえ、たとえ帰依僧の寺務職補任を是認したとしても、帰依僧の寺務職補任に関して、幕府が「執奏」といった形で口入すべきではないという判断がはたらいたことによるものであろう。その結果、幕府の帰依僧であっても、京都の顕密寺院の寺務職に補任されるには、幕府の是認のもとで、自らの伝と功績に基づき、朝廷や寺院との折衝を行わなければならなかったのである。ただし、帰依僧にとって、幕府がそうした自らの寺務職補任を是認しているという暗黙の了解は、何よりの追い風であったことは疑いない。

このように、京都の顕密寺院の寺務職補任の手続きにおける幕府の関与形態をみる限り、そうした帰依僧

の寺務職補任に、幕府の政策的意図を積極的に読みとることはできない。むしろ幕府は、京都の顕密寺院の寺務職補任に対して、あくまで不干渉の姿勢でのぞんでおり、そこに幕府の主体的な関わりを見出すことはできないのである。

おわりに 一 幕府の顕密寺院政策の基調一

以上、二章にわたって、嗾訴への鎌倉幕府の対応や、京都の顕密寺院の寺務職補任への幕府の関わり方をみてきた。その結果、嗾訴への対応や顕密寺院の寺務職補任において、幕府の政策的な独自性を殆ど見出すことができなかつた。

そもそも、京都の顕密寺院に対する政策を主導していたのは朝廷である。幕府は武力という強制力を背景に、それを施行する立場にあったにすぎない。幕府は、あくまで朝廷の顕密寺院政策をバックアップする存在として位置付けられていたのであり、それを幕府も十分に自覚していたのである。したがって、幕府が顕密寺院政策において独自性や主体性を発揮する必要はないのである。朝廷の顕密寺院政策の基調に則った対応こそが幕府に求められたのである。

そうした意味で、幕府の宗教政策における独自性や主体性は、幕府の御願寺政策にこそ求められるべきものである。しかし、幕府の御願寺政策に見出される政策的な独自性や主体性にしても、朝廷の顕密寺院政策の基調から大きく逸脱するものではない。独自性とみえるものも、政策を遂行するための手法の違いに過ぎず、決して政策理念の違いによるものではなかつたのである。

最後に、鎌倉幕府の顕密政策の基調について、一言触れておきたい。先にも述べたように、鎌倉幕府の顕密寺院政策の基調は、朝廷の顕密寺院政策の基調に準拠したものとなっている。それゆえ、ここでは詳細な論証は省き、朝廷の顕密寺院政策がいかなるものであつたかといった結論だけを述べておく。

10世紀後半以降、朝廷が寺院政策上の根幹に据えたものは、仏法興隆であつた。なぜなら、釈尊が仏法興隆を国王に委ねた、と仏典に説かれているからである⁽¹⁾。そこで朝廷は、仏法興隆を顕密八宗の興隆と読み替え、顕密八宗を正法として朝廷による興隆の対象としたのである⁽²⁾。そして、顕密八宗を一つも棄てずに興隆する、というこの朝廷の姿勢こそが、顕密寺院政策の基調だったのである。

これまでの先行研究では、朝廷が仏法興隆をベースに顕密寺院との関係を作り上げたことをあまり重視していない。それゆえ、仏法興隆は、朝廷による顕密寺院の統合・統制強化の手段として説かれているに過ぎないのである。しかし、仏法興隆の理念を顕現するために、顕密寺院の統合・統制を強化するという先行研究の指摘は、果して実態に即したものであろうか。朝廷は、顕密寺院の統合や統制の強化によって仏法興隆を顕現させようとしたのではなく、むしろ公請の執行を通じて、寺院社会に各寺院・宗派の「棲み分け」状態を擬似的に創出することで、仏法興隆を顕現させようとしたのではないか。

こうした仮説の証明は今後の課題であるが、いずれにせよ、朝廷と幕府の宗教政策を、権門寺院の統合・統制を目的としたものではなく、仏法興隆を顕現するためのものであるという視角から、もう一度捉え直す必要があるのではないだろうか。

注

はじめに

(1) 佐々木馨氏『中世国家の宗教構造－体制仏教と体制外仏教の相剋－』（吉川弘文館、1988年）、同氏『中世仏教と鎌倉幕府』（吉川弘文館、1997年）。

- (2) 「鎌倉山門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』40巻, 2000年)。
- (3) 「鎌倉仏教論」(『岩波講座日本通史』8巻, 岩波書店, 1994年), 「鎌倉幕府の宗教政策について」(小松和彦・都出比呂志編『日本古代の葬制と社会関係の基礎的研究』, 1995年), 「定豪と鎌倉幕府」(大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂, 1998年), 「將軍九条頼経時代の鎌倉の山門僧」(藺田香融編『日本仏教の史的展開』塙書房, 1999年), 「鎌倉山門派の成立と展開」(注(2)前掲), 「鎌倉幕府と延暦寺」(中尾堯編『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館, 2002年), 「鎌倉における顕密仏教の展開」(伊藤唯真編『日本仏教の形成と展開』法蔵館, 2002年), 「青蓮院の門跡相論と鎌倉幕府」(河音能平・福田栄次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館, 2004年), 「鎌倉幕府の將軍祈禱に関する一史料」(『大阪大学大学院研究科紀要』47巻, 2007年)。

第1章

- (1) 建久2年の延暦寺の強訴については、黒田俊雄氏が同氏著『日本中世の国家と宗教』(岩波書店, 1975年)147頁以下で詳細な検討を行っている。
- (2) 『玉葉』建久2年4月2日条・6日条, 『吾妻鏡』建久2年4月5日条。
- (3) 『玉葉』建久2年4月2日条・5日条・6日条・8日条, 『吾妻鏡』建久2年4月5日条。
- (4) 『玉葉』建久2年4月26日条・29日条・30日条, 『吾妻鏡』建久2年5月8日条, 『百鍊抄』建久2年4月30日条。
- (5) 『玉葉』建久2年4月2日条。
- (6) 『吾妻鏡』建久2年5月3日条。
- (7) 『延暦寺護国縁起』(『大日本史料』第5編之10, 186-187頁)。
- (8) 『中世法制史料集』第1巻, 校本御成敗式目(6)。
- (9) 『中世法制史料集』第1巻, 追加法42。
- (10) 『大日本古文書』石清水文書1-164。
- (11) 小山靖憲氏「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」(『日本史研究』139・140合併号, 1974年, のち同氏著『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会, 1987年に再収)参照。
- (12) 本郷和人氏『中世朝廷訴訟の研究』(東京大学出版会, 1995年)44-49頁。
- (13) この紛争に関する詳細な研究としては、黒田俊雄氏『日本中世の国家と宗教』(注(1)前掲)73頁以下がある。このほか、稲葉伸道氏「中世の国家と寺社-王朝と幕府の寺社政策-」(『年報中世史研究』28号, 2003年)を参照。
- (14) この紛争については、黒田俊雄氏が『日本中世の国家と宗教』(注(1)前掲)154頁以下で詳細な検討を行っている。
- (15) 『大日本史料』第5編之10 186-187, 560-570頁。
- (16) 『経俊卿記』康元2年3月26日条・27日条・28日条・29日条, 閏3月1日条。
- (17) 『経俊卿記』康元2年閏3月1日条。
- (18) 『経俊卿記』康元2年閏3月7日条。
- (19) 『天台座主記』81世無品尊覚親王の項(渋谷慈鑑編『校訂増補天台座主記』)。
- (20) 勝野隆信氏『僧兵』(至文堂, 1955年)100-105頁参照。
- (21) 『天台座主記』81世無品尊覚親王の項。
- (22) 『天台座主記』81世無品尊覚親王の項。
- (23) 辻善之助氏『日本仏教史』第2巻(岩波書店, 1960年)43-47頁, 52-57頁。
- (24) 『勘仲記』弘安5年10月26日条, 『天台座主記』90世僧正最源の項。
- (25) 『勘仲記』弘安5年10月26日条。
- (26) 『勘仲記』弘安5年11月29日条。
- (27) 『天台座主記』90世僧正最源の項。
- (28) 『勘仲記』弘安6年6月30日条。
- (29) 『公衡公記』弘安6年7月10日・22日条。
- (30) 『公衡公記』弘安6年8月22日条。
- (31) 叡尊の天王寺別当就任の経緯については、和島芳男氏『叡尊・忍性』(吉川弘文館, 1959年)を参照。
- (32) たとえば、そうした事例として、『鎌倉遺文』2404号, 18005号, 21629号, 25512号などをあげることができる。
- (33) たとえば、『鎌倉遺文』2404号や『民経記』文永元年3月27日条などから、そうした傾向が窺える。
- (34) たとえば、そうした事例として、『伏見天皇宸記』正応元年2月18日条・19日条・21日条・24日条をあげることができる。
- (35) 幕府が張本追求とその処罰を断行した事例として、『百鍊抄』嘉禎3年6月13日条, 『春日社司祐茂日記』嘉禎2年11月29日条, 『公衡公記』弘安6年7月19日条・22日条, 正和3年10月7日条などをあげることができる。

- (36) たとえば、幕府の執奏によって、文永5年12月26日に青蓮院門跡と梨下門跡が没収され、座主の管領となっている（『天台座主記』86世前大僧正慈禪の項）。また、寺領に地頭を設置した事例としては、永仁5年6月14日に興福寺一乗院領に地頭が設置されたことがあげられる（『統史愚抄』永仁5年6月14日条）。
- (37) たとえば、文永5年12月に没収された青蓮院門跡と梨下門跡は、文永6年2月17日にそれぞれ返付されている（『天台座主記』86世前大僧正慈禪の項）。また永仁5年6月に一乗院領に設置された地頭は、同年10月18日に停廃されている（『統史愚抄』永仁5年10月18日条）。
- (38) 『鎌倉遺文』2168号・3790号・15731号・27182号・27197号、『中世法制史料集』第1巻追加法70・102など。
- (39) 『辻善之助氏『日本仏教史』第1巻（岩波書店、1944年）、勝野隆信氏『僧兵』（至文堂、1955年）、日置英剛氏編『僧兵の歴史』（戎光祥出版社、2003年）参照。
- (40) 『鎌倉遺文』27766号。
- (41) 『吾妻鏡』建久2年5月2日条。
- (42) 『玉葉』建久元年5月2日条。
- (43) 『吾妻鏡』建久2年5月8日条。
- (44) 『民経記』文永元年3月27日条。
- (45) 『興禪護国論』（『日本思想大系16 中世禅家の思想』岩波書店、1972年）、『鎌倉遺文』3150号、田村円澄『古代国家と仏教経典』（吉川弘文館、2002年）などを参照。

第2章

- (1) 『血脈類集記』第8 定豪の項（『真言宗全書』第39巻）、『鶴岡八幡宮寺供僧次第』（『統群書類従』第4輯下 補任部）永巖坊の項。また、定豪に関する個別研究として、上田叙代氏「鎌倉止住僧定豪について」（『学習院史学』33号、1995年）、平雅行氏「定豪と鎌倉幕府」（はじめに注(3)前掲）などがある。
- (2) 『吾妻鏡』正治元年6月2日条、承久2年正月21日条。
- (3) 『吾妻鏡』承久3年閏10月1日条。
- (4) 長巖の熊野三山檢校職補任を、『僧官補任』『熊野三山檢校次第』では承元元年（1207）とし、『諸寺別当座主次第』『熊野三山檢校次第』（『大日本史料』第4編之8、358頁）では元久元年（1204）としている。
- (5) 『大伝法院座主補任次第』定豪の項、覚瑜の項（坂本正仁氏「醍醐寺所蔵大伝法院関係諸職の補任次第について—紹介と翻刻—」〈『豊山教学大会紀要』16号、1988年〉）。
- (6) 『吾妻鏡』承久3年閏10月1日条・嘉禎2年11月15日条・12月6日条・7日条、『東大寺別当次第』定豪の項（『群書類従』第4輯 補任部）、『東寺長者補任』嘉祿元年条・寛喜元年条・嘉禎2年条・暦仁元年条（『統々群書類従』第2 史伝部）、『大伝法院座主補任次第』定豪の項（注(5)前掲）、『仁和寺諸院家記』華藏院の項（奈良国立文化財研究所編『仁和寺史料』寺誌編1）。
- (7) 『中世法制史料集』第1巻、校本御成敗式目(6)。
- (8) 『血脈類集記』第11、定親の項、『鶴岡八幡宮社務職次第』定親の項（『群書類従』第4輯 補任部）。
- (9) 『東大寺別当次第』定親の項、『大伝法院座主補任次第』定親の項、『東寺長者補任』仁治3年条、弘長2年条。
- (10) 『鎌倉遺文』4635号。
- (11) 『吾妻鏡』嘉禎2年11月15日条。
- (12) 『東寺長者補任』弘長2年条、『法勝寺御八講問答記』（平岡定海著『東大寺宗性上人之研究並史料』上巻〈臨川書店、1988年復刻〉214・216・218・220・223頁）、『最勝講問答記』（平岡定海著『東大寺宗性上人之研究並史料』上巻、75・77・78・82・84頁）。
- (13) 別当職の補任条件については、永村眞氏『中世東大寺の組織と経営』（塙書房、1989年）92頁以下を参照。
- (14) 『血脈類集記』第13、頼助の項。また頼助の個別研究としては、湯山学氏「頼助とその門流」（『鎌倉』39・45号、1981・84年）、吉田通子氏「鎌倉後期の鶴岡別当頼助について」（『史学』54-4、1985年）がある。
- (15) 櫛田良洪氏『真言密教成立過程の研究』（山喜房仏書林、1964年）参照。
- (16) 『鎌倉遺文』15149号。
- (17) 『仁和寺御伝』金剛定院御室・開田准後の項（奈良国立文化財研究所編『仁和寺史料』寺誌編2）。
- (18) 後宇多上皇遺告（『鎌倉遺文』28779号）。
- (19) 『仁和寺諸院家記』真乘院・上乘院の項（奈良国立文化財研究所編『仁和寺史料』寺誌編1）。
- (20) 『血脈類集記』第十二、親快の項。また親玄の履歴については、岩橋小弥太氏「親玄僧正とその日記」（『国史学』2号、1930年）、を参照。

- (21) 『醍醐寺新要録』下（法蔵館，1991年）916頁。
- (22) 『親玄僧正日記』正応5年2月28日条（『『親玄僧正日記』正応5年』〈『中世内乱史研究』14号，1993年〉）
- (23) 『伏見天皇宸記』正応5年2月26日条。
- (24) 石田浩子氏は、「醍醐寺地蔵院親玄の関東下向－鎌倉幕府勤仕僧をめぐる一考察－」（『ヒストリア』190号，2004年）において、親玄の関東下向や醍醐座主補任についての経緯を詳細に検討している。ことに、親玄の醍醐寺座主職補任が、親玄の個人的な動機（成賢流としての正統性確立をめざす）と深く関わることを指摘している点は重要と思われる。
- (25) 『三井統燈記』第4 浄雅法務大僧正の項（『大日本仏教全書』伝記叢書）。
- (26) 『三井統燈記』第4 浄雅法務大僧正の項。
- (27) 『三井統燈記』第4 道珍前大僧正の項。
- (28) 『寺門伝記補録』第14 隆弁の項（『大日本仏教全書』園城寺伝記・寺門伝記補録），『吾妻鏡』宝治元年6月27日条。また隆弁の個別研究としては、湯山学氏「隆弁とその門流」（『鎌倉』38号，1981年）がある。
- (29) 隆弁の3度の上洛については、『吾妻鏡』建長2年2月23日条・9月4日条，建長5年10月2日条，文応元年3月1日条を参照。
- (30) 『三井統燈記』第4 隆弁の項，『寺門伝記補録』第14 隆弁の項。
- (31) 辻善之助氏『日本仏教史』第2巻（岩波書店，1960年）47－55頁。
- (32) 『三井統燈記』第4 顕弁の項，『寺門伝記補録』第14 顕弁の項。
- (33) 辻善之助氏『日本仏教史』第2巻（注(44)前掲）57－58頁。
- (34) 『天台座主記』によると、天台座主職に補任された幕府帰依僧は、最源（1282年），源恵（1292年），道潤（1302年），仁澄（1316年），澄助（1323年）の5名である。
- (35) 『葉黄記』宝治元年3月22日条。
- (36) 『新抄』文永2年3月18・19日条（『統史籍集覧』）。
- (37) 辻善之助氏『日本仏教史』第2巻（注(31)前掲）52－53頁。
- (38) 『新抄』文永元年12月14日条。
- (39) 『建治三年記』12月25日条。
- (40) 『建治三年記』12月27日条。
- (41) 『建治三年記』12月27日条。
- (42) 『天台座主記』89世 前大僧正公豪の項。
- (43) たとえば、『勘仲記』弘安5年正月10日条。

おわりに

- (1) 『興禅護国論』（『日本思想大系16 中世禅家の思想』岩波書店，1972年），田村円澄『古代国家と仏教経典』（吉川弘文館，2002年）などを参照。
- (2) 拙稿「平安・鎌倉期の論義会－宗教政策とのかかわりを中心に－」（『学習院史学』37号，1999年）。

（旭川校准教授）